

新型コロナウイルス感染症に対応した
県立学校運営ガイドライン【特別支援学校版】に関するQ&A（3月10日時点）

〈目次〉

I 学校運営について

【保健管理等に関すること】

- Q 1 学校を運営するにあたって、衛生面などの留意点はあるか。
- Q 2 児童生徒等の健康観察は、どのように行えばよいか。
- Q 3 日常的な清掃・消毒についてどのように行えばよいか。
- Q 4 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合にはどうすればよいか。
- Q 5 校内の児童生徒等や教職員が感染の疑いがあり、PCR検査等を受けることになった場合、教育委員会に報告する必要があるか。
- Q 6 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうすればよいか。
- Q 7 保護者が感染のおそれがあるとして児童生徒等を休ませたい旨の申し出があった場合の対応は、
どうするか。(更新)
- Q 8 スクールバスの運行に際して、どのような点に留意するべきか。

【心のケア等に関すること】

- Q 9 心のケアについてはどのように対応すればよいか。
- Q 10 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。
- Q 11 新型コロナウイルスについて、児童生徒等たちや教職員に不安が広がっているが、どのような指導をすればよいか。

【学習指導に関すること】

- Q 12 臨時休業による児童生徒等の学習の遅れに対して、どのように対応していくか。
- Q 13 体育や自立活動、職業学科における実習等で、どのようなことに留意すればよいか。
- Q 14 作業学習の製品等の販売が実施できず、収入が見込めないときに実習会計をどのように対応すればよいか。
- Q 15 オンライン授業の実施を、授業時数としてカウントしてよいか。(更新)

【学校行事等に関すること】

- Q 16 学校行事の実施について、どのように考えるか。
- Q 17 学園祭等の準備を行う場所について考慮すべきことは何か。
- Q 18 学園祭等において、吹奏楽、演劇、ダンスなどの学習発表や児童生徒会企画、教室を使うクラスでの催し物、展示、有志でのバンド発表などは、可能か。
- Q 19 学園祭で模擬店を出店する際、どういうことに留意したらよいか。
- Q 20 学園祭等において、来場者を制限する必要があるか。

- Q 2 1 学園祭等において、来場者に対する感染症対策で留意すべきことは何か。
- Q 2 2 まつりや作業製品販売会など、実習製品の販売などを行う販売実習などは、通常どおり計画・実施して良いか。
- Q 2 3 体育祭等の実施について、どういうことに留意したらよいか。
- Q 2 4 修学旅行について、県教委はどのように考えるか。
- Q 2 5 修学旅行のキャンセル料や延期に伴う経費はどのように対応するのか。

【部活動に関すること】

- Q 2 6 部活動を実施するにあたり、どのような点に留意すべきか。

【学校給食に関すること】

- Q 2 7 保護者が感染のおそれがあるとして出席停止扱いとした児童生徒等の昼食の欠食分の支払いはどうするか。

【外部との関わりに関すること】

- Q 2 8 通級による指導の巡回指導やセンター的機能の巡回相談は実施してもよいか。
- Q 2 9 令和2年度における介護等体験や教育実習の受入について、どのように考えるか。

【寄宿舎に関すること】

- Q 3 0 寄宿舎で児童生徒等が体調の不良を訴えた場合、対応はどのようにするのか。保護者に引き渡してよいか。
- Q 3 1 寄宿舎で、体調不良を訴える児童生徒等を寄宿舎内で静養させてもよいのか。
- Q 3 2 PCR検査の結果、特別支援学校の寄宿舎に在舎中の児童生徒等の感染が判明した場合、どのような者が濃厚接触者となるのか。
- Q 3 3 特別支援学校の寄宿舎の児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合、14日間必ず寄宿舎内で待機しなければならないのか。
- Q 3 4 特別支援学校の寄宿舎の児童生徒等が陽性の判定を受けた場合、寄宿舎内の消毒はどのように行えばよいのか。
- Q 3 5 濃厚接触者に特定された児童生徒等が寄宿舎内で待機している間、教職員はこの児童生徒等の監督をしなければならないのか。
- Q 3 6 学校が臨時休業になった場合、寄宿舎は閉じることになるのか。

【教職員の服務に関すること】

- Q 3 7 職員の休暇はどのような扱いになるのか。在宅勤務は命じてもよいか。

II 臨時休業について

【臨時休業の実施の考え方】

- Q 3 8 児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合、その児童生徒等や教職員が在籍する学校は臨

時休業となるのか。

- Q 3 9 児童生徒等や教職員本人の感染判明がその日の終業後や夜間であっても、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とするのか。
- Q 4 0 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明して校内の消毒が必要となった場合、消毒作業は、誰がどのように行うのか。
- Q 4 1 校内に感染者はいないが、校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合、学校は臨時休業となるのか。
- Q 4 2 近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明した場合、校内に感染者や濃厚接触者がいなくても臨時休業になるのか。

【臨時休業の事務手続き】

- Q 4 3 臨時休業に関する県教委への報告は必要か。
- Q 4 4 臨時休業に関する保護者への通知は県教委が示すのか。

【臨時休業中の児童生徒等の学校での受入に関すること】

- Q 4 5 臨時休業中、特別支援学校での児童生徒等の受入はどうするのか。
- Q 4 6 児童生徒等の受入をした場合、授業を行うのか。
- Q 4 7 児童生徒等の受入可能時間はどのように定めるのか。短時間の預かりでもよいか。
- Q 4 8 寄宿舎の受入をするのか。
- Q 4 9 児童生徒等の昼食の対応はどうするのか。
- Q 5 0 臨時休業中の受入において、感染リスクの高い公共交通機関の利用を認めるか。
- Q 5 1 受入時の児童生徒等の対応に非常勤講師の勤務を命じてもいいか。
- Q 5 2 受入中に児童生徒等にけが等があった場合の責任や負担はどうなるか。
- Q 5 3 医療的ケアの必要な児童生徒等の受入は行うのか。
- Q 5 4 受入中に看護師の医療的ケアで事故が起こったときの補償体制は平常通りか。
- Q 5 5 学校に児童生徒等を預けた場合、就学奨励費の対象となるのか。

【臨時休業中の学習指導に関すること】

- Q 5 6 臨時休業中に家庭で過ごす児童生徒等の学習はどうするのか。
- Q 5 7 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。
- Q 5 8 臨時休業中に登校日を設けてもよいか。

【臨時休業中の児童生徒等の家庭等での生活に関すること】

- Q 5 9 臨時休業中の児童生徒等の家庭等での生活について、どのように指導すればよいか。

【臨時休業中の外部との関わりに関すること】

- Q 6 0 保護者との懇談や外部の方との会議や研修などを実施してもよいか。
- Q 6 1 臨時休業中に現場実習を実施してもよいか。

【臨時休業中の職員の服務に関すること】

Q 6 2 炊事員やスクールバスの運転手、添乗員、警備員、図書館司書などの業務はどうなるのか。

Ⅲ 共通事項について

【情報伝達に関すること】

Q 6 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る情報を、保護者に提供するにはどうするか。

Q 6 4 教職員・保護者への緊急時の連絡はどのように対処すべきか。

I 学校運営について

保健管理等に関すること

Q 1 学校を運営するにあたって、衛生面などの留意点はあるか。(更新)

A

1. 学校運営にあたって、衛生面などの保健管理に関することは、「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【特別支援学校版】(令和3年3月10日時点)」(以下、「運営ガイドライン(特支3/10)」という。)に示したとおり、以下のことに留意することとする。

○基本的な感染症対策の実施

①感染源を絶つこと

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ・登校前に確認できなかった児童生徒等については、教室に入る前の保健室等での検温及び風邪症状の確認
- ・朝礼等における児童生徒等の発熱の有無及び健康状態の確認
- ・学校内で発熱等の風邪症状などにより体調が悪くなった場合の教職員への速やかな報告の徹底

②感染経路を絶つこと

- ・手洗いや咳エチケット、原則としてマスクの着用の徹底。(身体的距離が十分に取れるときには外してもよい)
- ・教室やトイレなど、特に多くの児童生徒等が手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)の適宜消毒を行うなど、環境衛生の保持。

③抵抗力を高めること

- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導

なお、マスクの着用は、児童生徒等については障がいの状態等により、着用が難しいことも考えられるので、適切に対応することとする。しかし、基本的には着用するように指導を行うこと。教員については、指導上支障が生じない限り、常に着用することとする。また、十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症や息苦しさへの対応が必要な場合などには、マスク着用の必要はない。

換気について、運営ガイドライン(特支3/10)では、エアコン使用時においても窓を開けることに努めることとしているが、常時の換気が困難な場合は、30分に1回以上、換気を行うよう努めること。なお、児童生徒等の体温調節が難しいなどの理由がある場合は児童生徒等の健康状態に影響がないように適切に対応することとする。

また、冬季の加湿について、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことから、無理のない範囲で取り組むこと。その際の方法として、例えば、ぬらした布類の室内干しや霧吹きを用いることが考えられる。

詳細については、以下の文部科学省事務連絡、県教委通知を参考に、各学校において感染症対策に万全を期すこととする。

令和3年3月10日付け島教企第1439号「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン（令和3年3月10日時点）等の送付について」

令和2年8月6日付け文部科学省事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」

令和2年6月29日付け島教特第135号「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について（通知）」

2. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校については、以下の通知も参照すること。

冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるため、医療的ケア児や基礎疾患児の教育活動においては、現在実施している方法も含め、積極的に取り組むこと。

令和3年3月10日付け島教企第1439号「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン（令和3年3月10日時点）等の送付について」

令和2年6月19日付け文部科学省事務連絡「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」

Q2 児童生徒等の健康観察は、どのように行えばよいか。

A

1. 感染症対策のため、毎日の健康観察は大切であり、各校において、適切に行うこととする。保護者にも協力を依頼し、登校前の検温、健康状態の把握を徹底し、発熱や風邪等の症状がある場合は、登校せず自宅待機するようにする。

令和2年4月13日付け島教保第42号「新型コロナウイルス感染症対策に係る休業期間中の生活の留意事項及び消毒の実施について（通知）」 健康観察シート参照

2. 学校においても、健康観察の様式を作成する、既存の様式を活用するなどして、定期的に児童生徒等の検温を実施するなど健康状態を把握する。

3. 児童生徒等に以下のいずれかに該当する場合は、保護者に対して、帰国者・接触者相談センターやかかりつけの小児医療機関へ連絡するよう依頼する。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い症状が続く場合

4. 教職員も1～3については同様の対応とする。

Q3 日常的な清掃・消毒についてどのように行えばよいか。

A

1. 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、通常のコスト削減活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。これらは、通常のコスト削減活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤を用いて、生徒が行っても差し支えないと考える。

上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要だが、実施する場合は、業務アシスタントや保健室サポートスタッフ等の活用も検討する。

2. 床は、通常のコスト削減活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。

3. 児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。

4. トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコスト削減活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。

5. 器具・用具や清掃道具など共用するものについては、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。

6. 消毒の方法等について、物の表面の消毒には「消毒用エタノール」、「家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)」「0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液」、「一定の条件を満たした次亜塩素酸水」を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省が公表している資料等や製品の取り扱い説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等に相談・連携することも重要である。

7. 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚

への付着や吸入による健康被害のおそれがあることから推奨されていない。（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページより引用）

Q 4 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合にはどうすればよいか。

A

1. 学校で発熱等の風邪症状を確認した場合は、速やかに保護者に連絡し、迎えを依頼する。保護者が来校するまでの間は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させる。
2. 保護者へ引き渡すときに、継続した健康観察を依頼し、Q 2 の 3 で示したことを確認しておく。また、学校も継続して健康状態の把握に努めることとする。
3. 症状がなくなるまでは自宅で休養するように指導する。その際、指導要録上は、「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

Q 5 校内の児童生徒等や教職員が感染の疑いがあり、PCR検査等を受けることになった場合、教育委員会に報告する必要があるか。

A

1. 校内の児童生徒等や教職員の日々の健康状況は、学校において十分確認すること。病院への受診状況についても可能な限り把握し、PCR検査、抗原検査等の検査を受けることが判明した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

報告先は以下のとおりとする

- ・児童生徒等の場合 保健体育課健康づくり推進室（0852-22-5425）
- ・教職員の場合 学校企画課企画人事スタッフ（0852-22-5411）

Q 6 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうすればよいか。

A

1. PCR検査の結果、児童生徒等や教職員の感染が判明した場合、医療機関から本人（や保護者）、保健所に伝えられるので、学校は保護者から情報を得て、速やかに特別支援教育課へ連絡する。感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになる。保健所が学校においても感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、協力をすること。
2. 児童生徒等や教職員に感染者が判明した場合の臨時休業の扱いについて、詳細はQ 3 8～4 2を参照すること。

Q 7 保護者が感染のおそれがあるとして児童生徒等を休ませたい旨の申し出があった場合の対応は、どうするか。(更新)

A

1. まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校が講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努め、原則として「出席停止・忌引き等の日数」とは取り扱わない。
2. ただし、感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患のある者（幼児児童生徒本人を含む）がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することができる。
また、その他の合理的な理由があると校長が判断した場合にも、「出席停止・忌引き等の日数」として記録することができる。
3. 本人に発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、引き続き自宅で休養させるよう徹底を図り、その場合の扱いはこれまでどおり出席停止として取り扱うこと。
4. 「出席停止・忌引き等の日数」として判断した場合、指導要録への記載は、様式2（指導に関する記録）の出欠の記録・備考欄に「〇月〇日～〇月〇日 感染症対策のため」と明記する。
5. 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をすることとする。登校すべきではないと判断された場合は、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

Q 8 スクールバスの運行に際して、どのような点に留意すべきか。

A

1. 乗車前に家庭で検温や健康観察することを保護者に依頼し、発熱や風邪症状のあるときには乗車せず、自宅で待機するようにする。
2. 運行に際しては、以下のことに留意する。
 - (1) 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
 - (2) 利用者の座席を離すことや会話を控えること、マスクの着用について指導すること。
 - (3) 利用者には下車後の手洗いを徹底すること。
 - (4) 多くの利用者が触れるドアノブ等を毎回消毒すること。 など

3. 県教委は、スクールバスでの感染リスクの低減を図るため、乗車人数の多い路線に対して、スクールバスの増便により乗車する児童生徒等の少人数化を図る取組を行う。

心のケアに関すること

Q 9 心のケアについてはどのように対応すればよいか。

A

1. 児童生徒等や教職員の中には、自分や家族に感染するのではないか、自分が誰かにうつすのではないかなど不安や恐れを抱き、心理的なストレスを抱えていることも考えられるため、健康観察や面談などの機会を通して、心の健康状況の把握に努め、適切な支援を行うことが必要である。必要に応じては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、以下の通知等を参考に適切に対応することとする。

令和3年3月10日付け島教企第1439号「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン（令和3年3月10日時点）等の送付について」

令和2年5月21日付け文部科学省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」（以下「文科省教育活動の実施Q&A」という。） Q25

令和2年4月22日付け島教指第156号『島教総第95号に係る「臨時休業中の児童生徒等の学習の保障」について』児童生徒等の心のケア等に係るQ&A

Q 10 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。

A

1. 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではない。
2. そのため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮する。
3. 詳細については、以下の通知を参考とすること。

令和2年12月3日付け「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3Ver.5）」

令和2年4月8日付け島教人同第3号「新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を生まないための指導について（通知）」

Q 1 1 新型コロナウイルスについて、児童生徒等たちや教職員に不安が広がっているが、どのような指導をすればよいか。

A

1. 新型コロナウイルスに関する正しい知識とその予防法について周知する。その際、以下の資料や通知を活用することを推奨する。

(文部科学省作成保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」)

学習指導に関すること

Q 1 2 臨時休業による児童生徒等の学習の遅れに対して、どのように対応していくか。

A

1. 運営ガイドライン（特支3／10）に示したとおり、まずは臨時休業中の家庭学習の成果を学習評価に反映させる。その上で、年間指導計画の見直しや学校行事の精選、長期休業の短縮など、各校において補充の方法等について検討する。

2. その際に以下の文部科学省通知や県教委通知も参考にすること。

令和3年3月10日付け島教企第1439号「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン（令和3年3月10日時点）等の送付について」

令和2年5月21日付け文科省教育活動の実施Q&A（5月21日時点）I 学校再開について 学習指導に関すること
令和2年4月22日付け島教指第156号『島教総第95号に係る「臨時休業中の児童生徒等の学習の保障」について』
学校再開時における学習指導等のQ&A

3. 県教委も各学校と状況を情報交換し、支援していく。不明な点は特別支援教育課へ連絡する。

Q 1 3 体育や自立活動、職業学科における実習等で、どのようなことに留意すればよいか。

A

1. 運営ガイドライン（特支3／10）に示した対応をした上で、身体接触の可能性の高い活動については、以下のように対応する。

2. 体育・自立活動の授業については、以下のことに留意する。

(共通)

・衛生管理等をより一層徹底することに加え、年間指導計画の中で指導の順序を変更す

ることや共用の教材、教具、情報機器などの適切な消毒、それらに触る前後での手洗い・除菌行為など、「3つの密」を徹底的に回避すること。

(体育)

- ・「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること。
- ・熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
- ・マスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症のリスクがない場合は、マスクを着用する。

(自立活動)

- ・指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行うこと。

詳細については、以下の通知を参照すること。

令和3年3月10日付け島教企第1439号「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン（令和3年3月10日時点）等の送付について」

令和2年5月21日付け「文科省教育活動の実施Q&A（5月21日時点） 体育：問36、41 自立活動：問40

令和2年3月25日付け島教企第1428号「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」

3. 職業教科における実習等については、以下の通知を参考にし、次のように対応することとする。

- ・盲学校のあん摩・はり・きゅうの実習は、感染防止対策を講じた上で実施する。外部対象の実習については、より一層の感染防止対策を講じた上で実施する。しかし、地域の感染状況に応じて、中止を検討すること。
- ・作業学習における調理活動については、通常の衛生管理に加え、より一層の感染症対策を徹底し実施することとする。
- ・その他の作業学習においても、感染症対策を講じた上、客などの外部の方と接触する場合は、マスクの着用、透明ビニールカーテンでの遮蔽などの措置を講じることとする。

令和3年3月10日付け島教企第1439号「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン（令和3年3月10日時点）等の送付について」

令和2年5月21日付け「文科省教育活動の実施Q&A（5月21日時点） 問39

Q14 作業学習の製品等の販売が実施できず、収入が見込めないときに実習会計をどのように対応すればよいか。

A

1. 学校実習費の支出は生産物売払等の収入を充当しているが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産物売払等の収入が学校実習費の全てに充当できないことはやむを得ない。（収支が合わないことは致し方ない）

2. しかし、できる限り収支が近くなるよう、各学校において販売方法や販売経路を工夫、検討していただきたい。

Q 1 5 オンライン授業の実施を、授業時数としてカウントしてよいか。(更新)

A

1. 以下の通知を参考とする。

令和3年3月10日付け島教指第1254号「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」

学校行事等に関すること

Q 1 6 学校行事の実施について、どのように考えるか。

A

1. 学校行事の実施については、実施、延期、中止等について学校長で判断する。実施する場合は、3密条件（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避に留意する。

2. 特にまつり等の学校行事は、児童生徒等の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたり、地域の方々との関わりを作ったりする意義の大きいものとする。文部科学省「教育活動の実施等に関するQ&A」で、児童生徒等が密集して長時間活動する学校行事（運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など）は、感染の可能性の高い学習活動としつつも、感染拡大が継続していない地域では、感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じた上で実施できるとしている。

例えば文化的行事では、工夫例として次のことを挙げている。

- ・「小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする」
- ・「学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す」

つまり、学習発表会、音楽会、文化祭などは、開催する時期、場所や時間だけでなく、準備期間での練習や開催方法などにおいて、十分な感染症対策を講じるために、様々な工夫や配慮をする必要がある。

児童生徒等が密集して長時間活動する学習活動であるため、身体的距離の確保や、会場等の設定などには特に配慮が必要である。

※身体的距離について

文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（2020.8.6 Ver.3）によると、「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨している。

なお、座席配置の一例を挙げながら、「これらはいくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願い

します。」とされている。

Q 1 7 学園祭等の準備を行う場所について考慮すべきことは何か。

A

1. 熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましい。教室、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、扉や窓を広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒等が手を触れる箇所の消毒）、手洗いを徹底すること。また、長時間の利用を避け、身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、屋内において多数の児童生徒等が集まり呼気が激しくなるような活動や大声を出すような活動等は絶対に避けるようにする。

Q 1 8 学園祭等において、吹奏楽、演劇、ダンスなどの学習発表や児童生徒会企画、教室を使うクラスでの催し物、展示、有志のバンド発表などは、可能か。

A

1. Q 1 6 の基本的な考えを踏まえ、学習発表や児童生徒会企画などについては、事前に撮影した映像を流すなどの開催方法の工夫や感染症対策などについて十分に検討した上で実施の判断をすること。
2. 感染症対策を講じる際には、「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」（全日本合唱連盟）の他に、「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（クラシック音楽公演運営推進協議会）、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（全国公立文化施設協会）等、業界団体が公表しているガイドラインも参考とすること。
3. クラスの展示などで教室を使う場合は、3密を避けるために入場者の制限を行ったり入場時に手指消毒をお願いしたりするなどの感染症対策を講じることで、実施は十分に可能だと考える。
一方、教室を使う催し物で、次のようなものは避けるべきと考える。
 - ・おばけ屋敷など暗幕をしたり密閉したりして行うような企画
 - ・奇声や大声をあげがちなゲーム的要素が強い企画
 - ・喫茶店など会話等が弾みやすく衛生管理も伴う飲食スペースを提供する企画
4. 有志のバンド発表などは、密閉した狭い空間で行うことが多く、また観客が奇声や大声をあげがちになることや、ステージと観客の距離が保ちにくくなる状況もあることなどから、万全な感染症対策を講じるとしても、実施にあたってはその意義を十分に検討すべきと考える。

Q 1 9 学園祭で模擬店を出店する際、どういうことに留意したらよいか。

A

1. 学園祭で食品を扱う模擬店を出店する場合には、衛生管理に加え今年度は新型コロナウイルス感染症対策を行ったうえで、出店する必要がある。
2. 現状においては、感染拡大防止の観点から、その場で調理をしながら飲食物を販売することはしないこととし、個包装したものを販売する等の企画を検討すること。また、実施にあたっては、出店者側、利用者側ともに手洗い、マスクの着用、換気、身体的距離の確保といった基本的な感染症対策に加え、「飛沫感染」「接触感染」を防止するため以下の対策に留意することが必要である。

● 「飛沫感染」防止の例

- ・密集、密接とならないよう店舗間の距離を十分に確保する。また、販売スペースを十分に確保し、児童生徒等間の距離を確保する。
- ・身体的距離を確保し、混み合う場合は入場人数を制限するなど来場者同士の接触を避ける。また、会計を待つ際に間隔をとるための印をつける。
- ・会計処理をする場所にパーテーションなど仕切りを設ける。
- ・飲食スペースを設置する場合は、向かい合わせにならないように席を工夫したり、パーテーションを設置したりすること。

● 「接触感染」防止の例

- ・こまめな手洗い、清掃を徹底する。また、屋内で行う場合は、換気を徹底する。
- ・お金のやりとりは、トレーを用いる。
- ・店舗や飲食スペースなどの入り口に手指用消毒液を設置したり、机やイスなどをこまめに拭き取り消毒を行ったりする。
- ・買った食品を複数でシェアしながら飲食しない、また、箸やスプーン、ストローなどを使いまわししない。
- ・飲み残し、食べ残しについては1か所で集め、蓋をするなどしてまわりに飛ばないようにする。また、使用済みのトレーやスプーン、箸などはビニール袋等に密閉して処理する。

なお、食品を扱う模擬店を出店する際には保健所へ「臨時営業届」を提出する。その際、衛生管理や新型コロナウイルス感染症対策について保健所と十分協議の上、実施する必要がある。

Q 2 0 学園祭等において、来場者を制限する必要があるか。

A

1. 感染拡大防止の観点から、一般の来場は認めないことが望ましいと考える。ただし、各校の実態に応じ、感染症対策を講じた上で保護者の来場を検討することが考えられる。その際は、次に示す人数制限を行い、Q 2 1により感染症対策の徹底を図ること。

〈人数制限の考え方〉

- ・収容定員が定まっている屋内の公共施設等を利用する際は、収容定員の50%以内で全体の入場者数を制限すること。
- ・学校の体育館等、収容定員が定まっていない屋内の施設を利用する際は、身体的距離を確保した上で収容できる人数を推計し、それを上限とすること。
- ・屋外については、テント等のエリアを指定し、そこにおいて身体的距離を確保した上で収容できる人数を推計し、それを上限とすること。

Q 2 1 学園祭等において、来場者に対する感染症対策で留意すべきことは何か。

A

1. 以下の事項に留意する。

- ・入場前に、検温や健康チェックを行うこと。
- ・来場者名簿を作成し、氏名・連絡先を把握すること。名簿は個人情報の取扱いに十分注意しながら、2か月間保管すること。
- ・以下の「来場者が遵守すべき事項」については、事前に来場者へ周知すること。

2. 当日は適宜、放送等を用いて来場者へ呼びかけるなど、感染症対策の徹底を図ること。

<来場者が遵守すべき事項>

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は在住者との濃厚接触がある場合は入場を自粛すること。
- ・屋内、屋外を問わず、身体的距離の確保に努めること。
- ・マスクを持参すること。着用に際しては熱中症予防を考慮すること。
- ・入退場の際は手指消毒を行うこと。
- ・大きな声での会話や声援は行わないこと。
- ・来場後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、学校関係者へ速やかに報告すること。

Q 2 2 まつりや作業製品販売会など、実習製品の販売などを行う販売実習などは、通常どおり計画・実施して良いか。

A

1. 販売実習を行う場合にも、今年度は新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で実施する必要がある。その際にはQ 1 9の考えも踏まえ、手洗い、マスクの着用、換気、身体的距離の確保といった基本的な感染症対策に加え、「衛生管理」や来場者受付時の健康観察などの徹底、「飛沫感染」「接触感染」の防止の徹底などが重要である。Q 2 1で示すように、児童生徒等や来場者が遵守すべき事項を、次に示す例なども参考にプリントにまとめて配布することで徹底を図ることも必要である。また、来場者を保護者に限定したり、一般来場者を認める場合は、連絡先の提供を求めたりすることを徹底することが必要

になると考える。

● 「飛沫感染」防止の例

- ・ 店舗で活動する児童生徒等のマスクやフェースシールドの着用を徹底する。
- ・ 会計を待つ際に適切な間隔をとるよう、床面に印をつける。
- ・ 商品を陳列する場合は、個包装を徹底する。
- ・ 会計のレジをシートで区切ったり、パーテーションを設けたりする。
- ・ 飲食スペースを設置する場合は、向かい合わせにならないように席配置を工夫したり、パーテーションを設置したりするなど工夫する。

● 「接触感染」防止の例

- ・ 出入りに消毒液を設置するなど入退場時の手指消毒や会場の清掃を徹底する。
- ・ 密集、密接とならないよう店舗間の距離を十分に確保する。
- ・ レジ処理や包装作業などで生徒が密集、密接しないよう、販売スペースを十分に確保する。また、レジ処理や包装作業の生徒は役割分担を明確にする。
- ・ トレー等を活用した金銭の授受を行う。
- ・ 販売会場への入場制限を行い、来場者同士の接触をできるだけ避ける。必要に応じて、事前に整理券の配布などを行い、来場時間の調整を図る。
- ・ ゴミはできるだけ1か所で集め、蓋をするなどしてまわりに飛ばないようにする。処理する際は、手袋、マスクを着用し、ビニール袋等に密閉する。その際使った手袋やマスクは廃棄し、必ず手を洗う。

令和2年7月17日付け文部科学省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて」

Q 2 3 体育祭等の実施について、どういうことに留意したらよいか。

A

1. 体育祭等の実施にあたっては、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫が必要と考える。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期するなど、実施時期についても検討する必要がある。
2. 特に、児童生徒等が密集する運動や、児童生徒等が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられる。
3. 開会式や閉会式での児童生徒等の整列、児童生徒等による応援、保護者等の参観、児童生徒等や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底すること。

部活動に関すること

Q 2 6 部活動を実施するにあたり、どのような点に留意すべきか。

A

1. 運営ガイドライン（特支3／10）を参照すること。

令和3年3月10日付け島教企第1439号「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン（令和3年3月10日時点）等の送付について」

学校給食に関すること

Q 2 7 保護者が感染のおそれがあるとして出席停止扱いとした児童生徒等の昼食の欠食分の支払いはどうするか。

A

1. 業者等と連絡を取り、給食を止めるなど影響が最小限となるよう努める。特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（令和元年度版）Ⅲ－2－（2）－（オ）により取り扱うこと。調理準備が行われた後における突然の欠食で、保護者等が負担することになる場合は、校長の定めるところにより就学奨励費の対象として差し支えない。

（インフルエンザ等で出席停止となった時等と同じ対応をとる）

外部との関わりに関すること

Q 2 8 通級による指導の巡回指導やセンター的機能の巡回相談は実施してもよいか。

A

1. 通級による指導の巡回指導は、自校に感染者が判明した臨時休業中以外において、教育課程上の学習であるという観点から、巡回先の児童生徒の在籍校と協議した上で、実施の可否を学校長が判断することとする。また、訪問時には感染症対策に万全を期すこととする。

2. センター的機能の巡回相談は、臨時休業中は実施しないが、市町村教委から依頼のあった就学に関する事項（教育支援委員会の就学相談など）については、実施しても差し支えない。それに係る学校見学などの依頼についても、保護者のみとするなど、必要最低限とし、感染防止対策に万全を期すこととする。

学校再開後は巡回先の児童生徒の在籍校と協議した上で、実施の可否を学校長が判断することとする。実施の場合は、必要度の高いケースを優先させ、必要最低限の実施とする。また、訪問時には感染症対策に万全を期すこととする。

Q 2 9 令和 2 年度における介護等体験や教育実習の受入について、どのように考えるか。

A

1. 教育実習については、令和 2 年 8 月 2 0 日付け島教特第 1 1 8 号「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための令和 2 年度における教育実習の対応の改訂について（通知）」に従い、対応する。
2. 介護等体験については、大学と協議し、実施可能な方法や時期を決定すること。なお、判断が難しい場合には、県教委に相談すること。

寄宿舎に関すること

Q 3 0 寄宿舎で児童生徒等が体調の不良を訴えた場合、対応はどのようにするのか。保護者に引き渡してよいか。

A

1. 児童生徒等が体調の不良を訴えた場合は、静養室などで静養させるとともに、速やかに当該寄宿舎生の状況について保護者に連絡すると同時に、学校医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（電話番号等は下記参照）に相談し、その指示に従う。
2. しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に相談する際には、対象の児童生徒等が、トイレ・浴室・食堂を共同利用する集団生活を行っている寄宿舎生であることを必ず申告する。
3. PCR 検査を受け、その結果が陰性であった場合は、学校医と相談の上、その後の療養期間の対応について、保護者への引き渡しが可能の場合は、保護者と相談をし、早期の帰省を促す。
4. 保護者に引き渡すこととなった場合に、保護者への引き渡しが完了するまでは、できるだけ他の児童生徒等や教職員に接触しないよう、別室で待機させるなどの対応をする。
5. 帰省先の自宅等で体調の不良を訴えた場合は、最寄りの帰国者・接触者相談センター等（県内の場合は、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に相談をし、その指示に従うこと。症状が治まった日から最低 3 日間は自宅等に留まるよう指導すること。

(参考) しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」(各保健所の相談番号)

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、 邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、 隠岐の島町	08512-2-9900

※相談内容により、必要に応じて「帰国者・接触者相談センター」につながれます。

Q31 寄宿舍で、体調不良を訴える児童生徒等を寄宿舍内で静養させてもよいのか。

A

1. 寄宿舍の静養室などで、他の児童生徒等との接触を避ける形で静養させる必要がある。
2. その後、速やかに当該寄宿舍生の状況について保護者に連絡すると同時に、学校医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」(電話番号等はQ30参照)に相談し、その指示に従う。
3. 寄宿舍の静養室などで静養している間は、他の児童生徒等との接触を避ける形で静養させるとともに、マスクの着用や手洗い、咳エチケットの徹底、児童生徒等が手を触れる機会の多い場所の消毒液による拭き掃除など、感染症対策をしっかりと行うこと。また、休養中はもとより、食事やトイレは他の児童生徒等とは別にさせたり、入浴は最後になるようにしたりするなど、他の児童生徒等との接触の機会をなくし、感染の可能性をできる限り低くする配慮をする。
4. 症状がおさまったとしても、主要症状(発熱や咳など)が消退した後2日を経過するまでは静養室などを確保し、部活動や寮生活等の集団生活にも参加させないようにする。
5. 体調不良者が複数名発生し、静養室などの個室が確保できない場合は、本人及び同室者

に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努めさせること。また、1 m以上の距離を取るようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導すること。

Q 3 2 PCR検査の結果、特別支援学校の寄宿舎に在舎中の児童生徒等の感染が判明した場合、どのような者が濃厚接触者となるのか。

A

1. 感染が判明した場合、該当児童生徒等のそれまでの行動や他の児童生徒等との接触の状況などを保健所が確認し、濃厚接触者を特定する。濃厚接触者として特定されると、PCR検査を受けることになる。
2. 寄宿舎内での生活は、いわゆる3密（密閉、密集、密接）の状況が生まれやすいため、濃厚接触者に特定される者は、児童生徒等・教職員を含めて人数が多くなることが考えられる。

Q 3 3 特別支援学校の寄宿舎の児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合、14日間必ず寄宿舎内で待機しなければならないのか。

A

1. 濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査を受け、感染の状況を確認する。
検査の結果陽性であることが判明すれば、医療機関での入院となり、陰性の判定が出た場合は、基本的に14日間寄宿舎内での待機となる。
2. 陰性の判定が出て、症状も出ていない場合、保護者の自家用車においてのみ、自宅へ帰省することができるが、その際には必ず保健所へ連絡した上で、保健所の指示に従って移動すること。
3. 寄宿舎内での待機期間中は、一時的に部屋割りを変更するなどして、濃厚接触者を一人部屋としたり、複数部屋であっても濃厚接触者とそれ以外の児童生徒等の部屋を分けることとする。
4. 寄宿舎内での待機期間中は、マスクの着用や手洗い、咳エチケットの徹底、児童生徒等が手を触れる機会の多い場所の消毒液による拭き掃除など、感染症対策をしっかりと行うこと。また、食事は他の児童生徒等とは別にさせたり、入浴は最後になるようにしたりするなど、他の児童生徒等と接触の機会をできるだけなくすよう配慮すること。
5. 濃厚接触者に特定されなかった児童生徒等は、保護者に連絡し、自宅に帰省するようにする。その際には必ず保健所へ連絡した上で、保健所の指示に従って移動すること。

Q 3 4 特別支援学校の寄宿舎の児童生徒等が陽性の判定を受けた場合、寄宿舎内の消毒はどのように行えばよいのか。

A

1. PCR検査の結果、寄宿舎の生徒が陽性であることが判明した場合は、保健所から指導される寄宿舎等の施設を消毒する必要がある。なお、消毒に当たっては、保健体育課の指導主事等が学校に派遣され、消毒方法の指導等に当たる。
2. 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾などで拭き取り消毒する。
3. 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施する。その場合は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒する。
4. 消毒の際には、使い捨てマスク、使い捨て手袋を利用すること。使用後は、プラスチック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄すること。なお、作業着としてガウン（前掛け）、ゴーグル、靴カバー等を着用することが望ましいとされている。

Q 3 5 濃厚接触者に特定された児童生徒等が寄宿舎内で待機している間、教職員はこの児童生徒等の監督をしなければならないのか。

A

1. 濃厚接触者に特定された児童生徒等は、PCR検査で陰性の結果であった場合も含め、継続して健康観察を行うことになるので、保健所から、咳エチケットと手洗いを徹底し常に健康状態に注意を払うよう指導する。
2. 児童生徒等が寄宿舎内で待機している間、教職員は必要な監督を行うことになるが、体調に大きな変化がなく、児童生徒等自身が寄宿舎内で待機することが可能な場合、日中において必ずしも常時教職員が監督する必要はないものとする。
3. 児童生徒等が寄宿舎内で待機する際にも、体調に配慮しながら適切に学習課題を与えるなど、学びの機会を保障するよう努める。
4. なお、炊事員や舎監の勤務が必要になるが、これらの勤務においても感染防止に十分配慮し、寄宿舎の機能が維持できるように対応する。

Q 3 6 学校が臨時休業になった場合、寄宿舎は閉じることになるのか。

A

1. 学校が臨時休業になった場合においても、寄宿舎生が濃厚接触者に特定される可能性があることから、基本的には寄宿舎を閉じず、寄宿舎の機能を維持する必要がある。
2. その場合に、感染者と濃厚な接触があったと考えられる寄宿舎生とそれ以外の寄宿舎生との接触の機会をなくすよう配慮する。
3. 例えば、感染者が寄宿舎生以外の生徒の場合、感染者と濃厚な接触があったと考えられる寄宿舎生については、静養室などの個室に移動させるか、一時的に部屋割りを変更するなどして、当該生徒を一人部屋とするか、複数部屋であっても当該生徒とそれ以外の生徒の部屋を分けるなどの対応が考えられる。
4. また、感染者が寄宿舎生である場合、その生徒が医療機関に入院するまでの間は静養室などの個室で静養させるとともに、感染者と同じ部屋の生徒についても、それ以外の生徒との接触の機会をなくすような対応が必要となる。
5. 寄宿舎生が濃厚接触者に特定された場合は、Q 3 3 で示した対応をとること。

教職員の服務に関すること

Q 3 7 職員の休暇はどのような扱いになるのか。在宅勤務は命じてもよいか。

A

1. 職員の休暇については、通知された以下の文書に従って、特別休暇として適切に対応する。
令和2年4月13日付け島教総第57号「「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る会計年度任用職員の特別休暇の取扱いについて」の一部改正について（通知）」
令和2年4月9日付け島教総第48号「新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて（通知）」
令和2年3月2日付け島教総第887号「新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて（通知）」
令和2年3月2日付け島人委第458号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特別休暇の取扱いについて（通知）」
2. 在宅勤務については、以下の文書に従って、適切に対応する。
令和2年4月17日付け島教総第68号「島根県教育委員会在宅勤務実施要領の改正について（通知）」
令和2年4月9日付け島教総第38号「島根県教育委員会在宅勤務実施要領の改正について（通知）」
令和2年3月9日付け島教総第914号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る在宅勤務制度の実施について（通知）」

3. 上記のように、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、まずは在宅勤務の活用による対応を優先するようにする。

令和2年4月9日付け島教総第48号「新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて（通知）」参照

4. 出張については、所属において実際に訪問することの必要性を十分検討の上、命ずること。対面会議については、人との接触を低減する観点から、所属において開催の必要性を十分に検討し、テレビ会議、電話、電子メール等の活用など、その方法について十分に検討の上、適切に対応すること。

令和3年3月10日付け島教企第1439号「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン（令和3年3月10日時点）等の送付について」

Ⅱ 臨時休業について

臨時休業の実施の考え方

Q 3 8 児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合、その児童生徒等や教職員が在籍する学校は臨時休業となるのか。

A

1. 校内の児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合は、当該学校は、その児童生徒等や教職員の学校内での活動状況が、判明までにどのようなであったかを確認し、県教委に連絡する。活動の実態がある場合は、県教委において、当該学校内における感染拡大の可能性等を健康福祉部等と協議の上、当該学校の全部又は一部の臨時休業を実施するか、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応のみとするかを決定する。なお、その際、当該学校に在籍する児童生徒等の重症化リスクや障がいの状況を考慮し、臨時休業の可否を慎重に判断する。
2. 臨時休業を実施する場合は、この期間中に、校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備をする。
3. 感染者に校内での活動の実態がない場合又は健康福祉部等との協議の上、臨時休業をしないことを決定した場合は、該当の児童生徒等の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として、学校の教育活動は継続させる。その際は、状況に応じて、校舎内の消毒を行うとともに、感染リスクの高い活動の見直しや、体育の授業や部活動等のマスクを着用しない活動の制限などを行う。
4. 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患のある児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）が在籍する特別支援学校に対しては、感染リスクの軽減の観点から、校内に感染者がいるか否かに関わらず、当該学校の全部又は一部の臨時休業を行う場合がある。

Q 3 9 児童生徒等や教職員本人の感染判明がその日の終業後や夜間であっても、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とするのか。

A

1. 児童生徒等や教職員本人の感染判明がその日の終業後や夜間であった場合、臨時休業実施の有無の決定がその日の深夜になることも想定される。そのような状況にも備えて、児童生徒等や教職員がPCR検査等を受けることが判明した段階で、感染判明後に臨時休業を実施する場合と、臨時休業を実施せず学校を継続させる場合の両方を想定して準備して

おくことが必要である。

2. 臨時休業を実施する場合、感染拡大を防止するために、臨時休業実施の決定が深夜である場合でも、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とする。その際には、ホームページへの掲載や電子メールなど、あらかじめ児童生徒等や保護者に周知している連絡方法により、速やかに臨時休業の情報を伝えるようにすること。
3. 臨時休業開始の朝に、臨時休業の連絡を知らずに登校してきた児童生徒等には、登校した時点で状況を伝え、帰宅するように指導する。
4. こうした事態に備えるためにも、日頃から児童生徒等や保護者に対して、深夜であっても臨時休業の決定がなされる場合があることについて周知し、理解を求めておく。

Q 4 0 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明して校内の消毒が必要となった場合、消毒作業は、誰がどのように行うのか。

A

1. 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明し、校内の消毒が必要となった場合、当該感染者が活動した範囲を特定して、汚染が特定された場所や物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒する。
2. また、学校薬剤師と連絡を取り、消毒の仕方等について指導を受け、教職員で消毒作業を行う。この場合、学校薬剤師の現地指導の可否を確認し、可能であれば消毒作業時に来校を依頼する。また可能な限り保健体育課等の指導主事も同席し対応することとする。
なお、平素から保健所や学校薬剤師と連携を取って、感染者が発生した場合や通常時の対応について指導を受けるよう努めること。
3. 校内の消毒作業については、令和2年4月17日付け島教保第48号「学校において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の消毒の実施について」及び文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に詳細が示されているので参考にすること。
4. 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾やペーパータオルなどで拭き取り消毒する。
5. 物の表面についた新型コロナウイルスの生存期間は、付着したものの種類によって異なるが、24時間～72時間くらいといわれており、消毒できない箇所は、生存期間を考慮し

て立ち入り禁止とするなどの処置を行う。

6. 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施する。その場合は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒する。
7. 消毒の際には、使い捨てマスク、使い捨て手袋を利用すること。使用後は、プラスチック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄すること。なお、作業着としてガウン（前掛け）、ゴーグル、靴カバー等を着用することが望ましいとされている。
8. 消毒に必要な用具や消毒液は基本的に各学校で調達することになるが、不足する場合や調達が困難な場合は、教育委員会総務課（0852-22-5403）まで連絡すること。また、平時より消毒資材の在庫について把握し、不足する場合には、適宜補充するよう努めること。

Q 4 1 校内に感染者はいないが、校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合、学校は臨時休業となるのか。

A

1. 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、校内に感染者がいない状況で校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定されたときは、該当の児童生徒等の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させる。この場合、保健所や学校薬剤師等の指導により、必要に応じて消毒を行うが、症状がない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要である。
2. 医療的ケア児や基礎疾患児が在籍する特別支援学校に対しては、感染リスクの軽減の観点から、校内に濃厚接触者がいるか否かに関わらず、当該学校の全部又は一部の臨時休業を行う場合がある。
3. 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談する。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とする。
4. 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をする。
5. 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観

点を踏まえて対応を決定する。

Q 4 2 近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明した場合、校内に感染者や濃厚接触者がいなくても臨時休業になるのか。

A

1. 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明しても、校内に感染者が確認されなければ、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させる。
2. 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2 又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談する。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とする。
3. 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をする。
4. 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点を踏まえて対応を決定する。

臨時休業の事務手続き

Q 4 3 臨時休業に関する県教委への報告は必要か。

A

1. 県からの指示に基づく臨時休業であるため、県への届けや保健所、保健体育課への連絡は不要である。しかし、感染症情報収集システムの入力は各校で行うこと。システム入力に関しては以下の通知を参考とすること。

令和2年4月27日付け事務連絡「学校等欠席者・感染症情報システムにおける新型コロナウイルス感染症関連の入力方法について（依頼）」

Q 4 4 臨時休業に関する保護者への通知は県教委が示すのか。

A

1. 通知については、各学校で行われたい。なお、県教委で参考となるよう、ひな形を用意する。

臨時休業中の児童生徒等の学校での受入に関すること

Q 4 5 臨時休業中、特別支援学校での児童生徒等の受入はどうするのか。

A

1. 令和2年5月21日付け文科省教育活動の実施Q&A（5月21日時点）問100においても、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等の居場所の確保について、福祉部局や福祉事務所と連携したうえで、取り組むよう示されている。また、福祉サービスの人員確保等の問題等で居場所の確保が困難な場合には登校も考慮するといった考えも示されている。
2. 上記の考えも踏まえ、次のように対応する。
 - (1) 基本的に、外出自粛の観点から受入は行わない。保護者に対しても臨時休業の趣旨を丁寧に説明し、理解していただく。
 - (2) しかし、特別支援学校の児童生徒等の保護者は、日中の児童生徒等の対応に苦慮することが想定されるので、保護者の相談は受けることとする。
 - (3) 受入の趣旨として、人員確保等の問題等で福祉サービス等を利用できないなどの理由により、児童生徒等の居場所が確保できないというやむを得ない特別な事情の場合にのみ、保護者の要望に応じて最低限度の受入を行う。
 - (4) 重症化リスクの高い医療的ケア児や基礎疾患がある児童生徒等の受入に際しては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に受入の判断を行うとともに、保護者と十分話し合った上で実施する。

Q 4 6 児童生徒等の受入をした場合、授業を行うのか。

A

1. 臨時休業中ということで授業は行わない。

Q 4 7 児童生徒等の受入可能時間はどのように定めるのか。短時間の預かりでもよいか。

A

1. 基本的には、学校の始業時間（登校時刻）から終業時間（下校時刻）までを想定している。普段の学校生活を越えた受入は想定していない。
2. 上記の範囲内での短時間での預かりは、差し支えない。

Q 4 8 寄宿舎の受入をするのか。

A

1. 夜間の職員体制から発症等への対応が困難であることや食事の準備ができないという理由により、全校寄宿舎での夜間（宿泊）の受入はしない。日中の受入の場所として、寄宿舎を利用することは学校での判断に任せる。

2. Q36も参照すること。

Q49 受入の際の児童生徒等の昼食の対応はどうするのか。

A

1. 給食は臨時休業に伴い、中止することとする。したがって昼食は保護者に弁当持参をお願いすることとなる。

Q50 臨時休業中の受入において、感染リスクの高い公共交通機関の利用を認めるか。

A

1. 臨時休業中の登校（受入）においては、公共交通機関での登校は認めないこととする。
2. スクールバスの運行も中止とする。

Q51 受入時の児童生徒等の対応に非常勤講師の勤務を命じてもいいか。

A

1. 基本的には、勤務指定日・時間に通常どおり勤務することとするため、差し支えない。
令和2年5月13日付け「文科省教育活動の実施Q&A（5月13日時点）」 問93
令和2年3月3日付け島教企号外「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に係る県費負担教職員のうち非常勤講師等の取り扱いについて（通知）」

Q52 受入中に児童生徒等にけが等があった場合の責任や負担はどうなるか。

A

1. スポーツ振興センターでの対応が可能と考える。事実が発生した場合、速やかに特別支援教育課へ連絡する。その後の対応を伝える。

Q53 医療的ケアの必要な児童生徒等の受入は行うのか。

A

1. Q45の2（4）で示したとおり、受入については主治医や学校医等と相談の上、保護者と十分に話し合う必要がある。
2. その上で、学校看護師の勤務可能な状況を確認し、安全が確保できる範囲での受入となる。

Q54 受入中に看護師の医療的ケアで事故が起こったときの補償体制は平常通りか。

A

1. 平常と同じように、「都道府県立学校管理者賠償責任保険」の対象となる。なお、特定行為従事者である教員も対象となる。島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン参照のこと。

Q 5 5 学校に児童生徒等を預けた場合、就学奨励費の対象となるのか。

A

1. 通学に要する交通費については、就学奨励費の対象となる。スクールバス利用者が、運行中止に伴い、保護者送迎等となった場合も対象となる。

令和2年3月5日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業となった場合の通学費の取り扱いについて」参照

臨時休業中の学習指導について

Q 5 6 臨時休業中に家庭で過ごす児童生徒等の学習はどうするのか。

A

1. 以下の文科省通知、県教委通知を参照にし、可能な限り、家庭学習を児童生徒等の障がいの状態に応じて、適切に準備する。

令和2年5月21日付け文科省教育活動の実施Q&A（5月21日時点） II臨時休業の実施について 学校指導に関すること
令和2年4月21日付け2文科初第154号「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において臨時休業を行う場合の学習の補償等について（通知）」

令和2年4月16日付け島教指第123号「臨時休業実施時における学習指導等のQ&Aについて」参照

令和2年4月10日付け2文科初第87号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」

Q 5 7 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

A

1. 臨時休業の日数を授業日数に含まない。
2. 指導要録には、様式2（指導に関する記録）の出欠の記録・備考欄に「○月○日～○月○日 新型コロナウイルス対応による臨時休業」と明記する。通知表についても同様とする。

Q 5 8 臨時休業中に登校日を設けてもよいか。

A

1. 感染状況を踏まえながら、児童生徒等の学びを保障する観点から、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、再開に向けての取組を進めていくことが必要である。各学校においては、以下の通知を参考に、登校日の設定について適切に対応することとする。

令和2年5月5日付け島教指第201号「県内一斉休業期間の延長に伴う教科指導を中心とした計画的登校日の設定に

ついて（通知）」

令和2年5月1日付け2文科初第222号「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」

臨時休業中の児童生徒等の家庭等での生活に関すること

Q59 臨時休業中の児童生徒等の家庭等での生活について、どのように指導すればよいか。

A

1. 令和2年4月10日付け島教指第96号「新型コロナウイルス感染症の感染例が県内で判明した場合の臨時休業期間中における留意事項について（通知）」を参考に、学校において、適切に指導する。
2. 臨時休業であることを踏まえ、児童生徒等に対して不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすように指導する。

臨時休業中の外部との関わりに関すること

Q60 保護者との懇談や外部の方との会議や研修などを実施してもよいか。

A

1. 基本的に中止又は延期とする。

Q61 臨時休業中に現場実習を実施してもよいか。

A

1. 感染の状況や個々のケースの必要性等を考慮して、学校長判断とする。しかし実施にあたっては、事業所等と事前協議をし、了解をとることとする。なお、実施した場合は授業日として取り扱うこととする。
また、進路指導の配慮がより必要な高等部3年生（専攻科2年生も含む。以下同じ。）を優先すること。

2. 実施する際は、生徒の健康状態を的確に把握し、体調に変化がある場合は速やかに中止する。事業所においても、健康状態を観察していただくよう依頼する。

令和2年5月21日付け「文科省教育活動の実施Q&A（5月21日時点）」 問78

臨時休業中の職員の服務に関すること

Q 6 2 炊事員やスクールバスの運転手、添乗員、警備員、図書館司書などの業務はどうなるのか。

A

1. 以下の通知を参考に、何らかの業務に携わることが可能と考えるため、各学校において、適切に対応する。

令和2年5月21日付け「文科省教育活動の実施Q&A（5月21日時点）」 問96

令和2年4月17日付け2文科初第137号『「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）』

Ⅲ 共通事項について

情報伝達に関すること

Q 6 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る情報を、保護者に提供するにはどうするか。

A

1. 新型コロナウイルスに関する文部科学省や県教委の通知や感染症対策などの情報を積極的に保護者に提供するよう、各学校で適切に対応することとする。
2. 具体的な例として、学校HPへの情報掲載やスクールメールによる発信、保護者向けにわかりやすい文書の発出などが考えられる。

Q 6 4 教職員・保護者への緊急時の連絡はどのように対処すべきか。

A

1. 新型コロナウイルス感染症対策においては、緊急かつ早急に情報を伝達しなければならないことがある。各学校において、教職員の緊急連絡体制を確認しておくことが必要と考える。
2. また、保護者への連絡についても早急かつ確実に伝達できるよう努めなければならない。スクールメールを活用する際は、保護者の既読を確認する工夫を施すこと。また電話連絡の場合は、夜間や休日等においても連絡できる体制を整えておくこと。